

Goレミット規約集(個人用)

【変更項目】

■修正箇所は下記の通り(変更・追加(削除)する文言は朱書き)です。

改定前	改定後
<p>Goレミット海外送金取引規定(個人用)</p> <p>1. 2. 省略</p> <p>3. 海外送金用口座を利用した海外送金取引</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 毎営業日午後3時までに海外送金用口座への入金の確認ができた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取り扱いとさせていただきます(この場合、取り扱い日当日の午前10時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。 ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては営業日当日の午前中に入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。</p> <p>本項の規定にかかわらず、マネー・ロンダリング、テロ資金供与および金融犯罪防止ならびに外国為替および外国貿易法等に関する義務を順守するため、または高額送金の依頼への対応のため、翌営業日以降にまで処理が遅れる場合があります(本条第(2)項、第5条第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項および「Goレミット共通規定(個人用)」第8条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください)。</p> <p>4. 送金資金払戻口座を利用した海外送金取引</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 前項の規定による送金資金払戻口座からの送金資金等の引き落としは、お客さまが引落通貨を円貨建てと指定した場合は毎営業日午後3時までに当行所定の方法による送金資金払戻口座からの引き落とし依頼の確認ができた場合にのみ当日扱いとなり、それ以降の依頼は翌営業日の取り扱いとさせていただきます(この場合、取扱日当日の午前10時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては営業日当日の午前中までに当行所定の方法による送金資金払戻口座からの引落とし依頼の確認ができた場合にのみ当日扱いとさせていただきます。また、お客さまが引落通貨を外貨建てと指定した場合は毎営業日午後3時までに当行所定の方法による送金資金払戻口座からの引落とし依頼の確認ができた場合にのみ翌営業日扱いとなり、それ以降の依頼は翌々営業日の取り扱いとさせていただきます。</p> <p>本項の規定にかかわらず、マネー・ロンダリング、テロ資金供与および金融犯罪防止ならびに外国為替及び外国貿易法等に関する義務を順守するため、または高額送金の依頼への対応のため、翌営業日または翌々営業日以降にまで処理が遅れる場合があります(本条第(2)項、第5条第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項および「Goレミット共通規定(個人用)」第8条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください)。 (4)(5)(6)省略</p>	<p>(3) 毎営業日午後3時までに海外送金用口座への入金の確認ができた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取り扱いとさせていただきます(この場合、取り扱い日当日の午前10時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。 ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては当日扱いではなく、毎営業日午後3時までに入金の確認ができた資金を翌営業日扱いとし、それ以降の資金は翌々営業日の取り扱いとさせていただきます。</p> <p>本項の規定にかかわらず、マネー・ロンダリング、テロ資金供与および金融犯罪防止ならびに外国為替および外国貿易法等に関する義務を順守するため、または高額送金の依頼への対応のため、さらに処理が遅れる場合があります(本条第(2)項、第5条第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項および「Goレミット共通規定(個人用)」第8条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください)。</p> <p>(3) 前項の規定による送金資金払戻口座からの送金資金等の引き落としは、お客さまが引落通貨を円貨建てと指定した場合は毎営業日午後3時までに当行所定の方法による送金資金払戻口座からの引き落とし依頼の確認ができた場合にのみ当日扱いとなり、それ以降の依頼は翌営業日の取り扱いとさせていただきます(この場合、取扱日当日の午前10時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては当日扱いではなく、毎営業日午後3時までに当行所定の方法による送金資金払戻口座からの引落とし依頼の確認ができた場合を翌営業日扱いとし、それ以降の依頼は翌々営業日の取り扱いとさせていただきます。また、お客さまが引落通貨を外貨建てと指定した場合は毎営業日午後3時までに当行所定の方法による送金資金払戻口座からの引落とし依頼の確認ができた場合を翌営業日扱いとし、それ以降の依頼は翌々営業日の取り扱いとさせていただきます。</p> <p>本項の規定にかかわらず、マネー・ロンダリング、テロ資金供与および金融犯罪防止ならびに外国為替及び外国貿易法等に関する義務を順守するため、または高額送金の依頼への対応のため、さらに処理が遅れる場合があります(本条第(2)項、第5条第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項および「Goレミット共通規定(個人用)」第8条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください)。</p>